

## 男女共同参画に関する各市町の計画比較表

	第3次三重県男女共同参画基本計画 令和3年3月	第2次度会町男女共同参画基本計画 令和3年3月	鳥羽市第3期男女共同参画基本計画 令和2年3月	第4次伊賀市男女共同参画基本計画 令和3年3月	男女共同参画プランよっかいち 2021～2025 令和3年3月	第2次尾鷲市男女共同参画推進基本計画 平成24年4月	第3次計画の方向性
計画の位置づけ	<p>(1) 「男女共同参画社会基本法」に基づき都道府県に策定が義務づけられた計画です。</p> <p>(2) <b>「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画</b>です。本計画の第3章の基本方向ⅠおよびⅡの一部ならびに第4章（計画の推進）全体が該当します。</p> <p>(3) 「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画です。</p> <p>(4) 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画です。本計画の第3章の基本方向Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの一部ならびに第4章（計画の推進）全体が該当します。</p> <p>(5) 県の長期戦略計画「みえ県民力ビジョン」をはじめ、県の各種計画との整合を図っています。</p>	<p>本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、本町が男女共同参画社会の実現に向けて実施するべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。</p> <p>策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画（第5次）」および県の「第3次三重県男女共同参画基本計画」を踏まえ、「第7次度会町総合計画」をはじめ、本町における関連計画との整合性を図りました。</p> <p>また、基本目標3は、「<b>女性活躍推進法</b>」第6条第2項に基づく<b>市町村推進計画</b>として位置づけ、基本目標2-（3）は、「<b>配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（DV防止法）</b>」第2条の3第3項に基づく<b>基本計画</b>と位置づけます。</p>	<p>(1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、国の第4次男女共同参画基本計画及び第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）との整合性に配慮した市町村男女共同参画計画として策定します。</p> <p>(2) 鳥羽市男女共同参画推進条例第8条に基づき、「男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画」として策定します。</p> <p>(3) <b>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）</b>※3第2条の3第3項に基づく<b>市町村基本計画及び女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画</b>として位置づけます。</p> <p>(4) 鳥羽市総合計画を上位計画とし、関係する県の上位計画や、本市の各種諸計画との整合性を図っていきます。</p>	<p>(1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項において、努力義務とされている市町村男女共同参画基本計画にあたります。国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえて策定しました。また、<b>女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）</b>であり、さらに「<b>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</b>」（以下「<b>DV防止法</b>」という。）<b>第2条の3第3項に基づく計画</b>でもあります。</p> <p>(2) この計画は、「第3次三重県男女共同参画基本計画」を踏まえて策定しました。</p> <p>・・・</p>	<p>1. 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、及び「四日市市男女共同参画推進条例」第9条第1項で定められた「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」に位置づけられるものです。</p> <p>2. 本プランは、「<b>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律</b>」第6条第2項に基づく「<b>市町村推進計画</b>」に位置づけられるものです。</p> <p>3. 本プランは、「<b>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</b>」第2条の3第3項に基づく「<b>市町村基本計画</b>」に位置づけられるものです。</p>	<p>※「基本計画の性格」という項目で説明</p> <p>「尾鷲市男女共同参画推進条例」第9条の規定に基づく、「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」で、第6次尾鷲市総合計画基本計画との整合性を有する計画です。</p> <p>また、国の「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画基本計画」、並びに三重県の「三重県男女共同参画推進条例」及び「三重県男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえた計画です。</p>	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「<b>市町村推進計画</b>」、<b>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」</b>に基づく「<b>市町村基本計画</b>」として位置付ける。</p>
重点事項	<p><b>重点事項1 あらゆる分野における女性活躍の推進</b></p> <p>雇用等の分野に加え、自営業の場や地域において、女性とその個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができるよう、環境の整備等に取り組みます。</p>	<p>施策</p> <p>基本目標2 多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり</p> <p>(1) 意思決定の場における男女共同参画の推進</p> <p>①町の審議会、委員会等への女性登用 【審議会への女性の登用推進】 【女性登用に向けた人材確保】</p> <p>②町の女性職員の管理職への登用促進 【管理職への女性登用】</p> <p>③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性参画促進 【地域社会における男女共同参画への取組促進】</p> <p>④防災の分野での男女共同参画 【防災活動への女性の意見の活用】</p> <p>⑤積極的改善措置の取組と女性のチャレンジ支援 【あらゆる場における積極的改善措置の採用に向けた普及啓発】</p> <p>⑥男女共同参画に関する相談・苦情への対応 【男女共同参画に向けた相談体制の確立】</p>	<p>Ⅲ. あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> <p>⑧雇用の場における男女共同参画の促進</p> <p>⑨農林水産業及び商工観光業等、自営業における男女共同参画の促進</p> <p>⑩ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>⑪就労、能力開発及び起業のための支援</p> <p>⑫家庭及び地域における男女共同参画の促進</p> <p>⑬子育て及び介護支援の充実</p> <p>⑭男女共同参画の視点に立った防災活動の推進</p>	<p>基本施策2 雇用における男女共同参画の推進</p> <p>具体的施策4 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保</p> <p>具体的施策5 農林業・自営業等における男女共同参画の促進</p> <p>具体的施策6 女性の再チャレンジ支援</p>	<p>基本目標2 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの促進 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画)</p> <p>重点課題(1) 政策・方針決定過程への女性の参画 重点課題(2) 女性の社会参画への支援 重点課題(3) ワーク・ライフ・バランスの促進</p>	<p>基本目標2 「男女が互いに認め合う社会環境づくり」</p> <p>②雇用の場における男女共同参画の推進</p> <p>②-1 雇用の分野における機会の確保（市長公室、商工観光推進課）</p> <p>・雇用に関する関係法令の周知</p> <p>・育児や介護といった家族的責任との両立が可能な職場環境整備</p> <p>②-2 職業能力の開発と再就職支援（商工観光推進課）</p> <p>・仕事に必要な資格や技術などの情報提供と相談体制の充実</p> <p>・関係機関と連携した再就職に関する相談体制の充実</p> <p>②-3 男女が平等に働ける職場環境の整備（市長公室、商工観光推進課）</p> <p>・企業・事業所における男女による固定的職場意識解消に向けた意識啓発</p>	<p><b>雇用の場における男女共同参画のみならず、あらゆる分野において女性の活躍を推進していく内容にし、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置付ける。</b></p>
	<p><b>重点事項2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b></p> <p>国の「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標をふまえ、県の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。</p>	<p>基本目標2 多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり</p> <p>(1) 意思決定の場における男女共同参画の推進</p> <p>①町の審議会、委員会等への女性登用 【審議会への女性の登用推進】 【女性登用に向けた人材確保】</p> <p>②町の女性職員の管理職への登用促進 【管理職への女性登用】</p> <p>③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性参画促進 【地域社会における男女共同参画への取組促進】</p> <p>④防災の分野での男女共同参画 【防災活動への女性の意見の活用】</p> <p>⑤積極的改善措置の取組と女性のチャレンジ支援 【あらゆる場における積極的改善措置の採用に向けた普及啓発】</p> <p>⑥男女共同参画に関する相談・苦情への対応 【男女共同参画に向けた相談体制の確立】</p>	<p>Ⅱ. 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進⑤市の審議会及び委員会等への女性の参画促進</p> <p>⑥市職員の男女共同参画の視点に立った登用</p> <p>⑦事業所及び各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進</p>	<p>基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> <p>基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>具体的施策1 企業や各種団体等の方針決定の場への女性の参画拡大</p> <p>具体的施策2 市における女性登用の推進</p> <p>具体的施策3 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進</p>	<p>基本目標2 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの促進 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画)</p> <p>重点課題(1) 政策・方針決定過程への女性の参画 重点課題(2) 女性の社会参画への支援 重点課題(3) ワーク・ライフ・バランスの促進</p>	<p>基本目標2 「男女が互いに認め合う社会環境づくり」</p> <p>①市における男女共同参画の推進</p> <p>①-1 審議会等委員の女性登用の拡大（全課）</p> <p>①-2 管理職への女性登用の拡大（総務課）</p> <p>①-3 男女が平等に働ける職場環境の整備（総務課）</p> <p>・個人としての能力の適正評価及び活用促進</p> <p>・男女による固定的職場意識の見直し</p> <p>④政策・方針決定における男女平等政策の推進（全課）</p>	

# 男女共同参画に関する各市町の計画比較表

第3次三重県男女共同参画基本計画 令和3年3月	第2次度会町男女共同参画基本計画 令和3年3月	鳥羽市第3期男女共同参画基本計画 令和2年3月	第4次伊賀市男女共同参画基本計画 令和3年3月	男女共同参画プランよっかいち 2021～2025 令和3年3月	第2次尾鷲市男女共同参画推進基本計画 平成24年4月	第3次計画の方向性
<p><b>重点事項3 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進</b> 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する理解が広がり、社会全体で取組が進むよう、意識の普及や教育等の取組を推進します。また、LGBT当事者等への相談対応等の支援を行います。</p>	<p>(2) 誰もが安心して暮らせる地域づくり ①困難を抱える男女への支援 【ひとり親家庭等への支援】 【外国籍の女性への支援】 ②性的マイノリティへの理解の促進 【LGBT等への理解の促進】</p>	<p>IV. 人権の尊重と生涯を通じた健康支援 ⑩性別に左右されない人権尊重の意識づくり ⑪生涯にわたる健康保持及び増進への支援 ⑫性と生殖に関する健康対策の推進</p>	<p>基本施策7 生涯を通じた心身の健康づくり 具体的施策22 出産や性に関する健康と人権の尊重 具体的施策23 性の多様性に対する理解を進める啓発、情報提供の推進 具体的施策24 男女の性差に応じた医療・相談の充実 具体的施策25 こころの健康支援 具体的施策26 思春期・更年期の健康支援、母子保健の充実</p>			<p>性の多様性やダイバーシティの視点に関する内容を追加</p>
<p><b>重点事項4 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進</b> 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の防災・減災活動において女性をはじめ多様な人々の視点が反映されるよう取り組みます。</p>	<p>基本目標2 多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり (1) 意思決定の場における男女共同参画の推進 ①町の審議会、委員会等への女性登用 【審議会への女性の登用推進】 【女性登用に向けた人材確保】 ②町の女性職員の管理職への登用促進 【管理職への女性登用】 ③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性参画促進 【地域社会における男女共同参画への取組促進】 ④防災の分野での男女共同参画 【防災活動への女性の意見の活用】 ⑤積極的改善措置の取組と女性のチャレンジ支援 【あらゆる場における積極的改善措置の採用に向けた普及啓発】 ⑥男女共同参画に関する相談・苦情への対応 【男女共同参画に向けた相談体制の確立】</p>	<p>基本目標3に係る施策の方向 ⑧雇用の場における男女共同参画の促進 ⑨農林水産業及び商工観光業等、自営業における男女共同参画の促進 ⑩ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑪就労、能力開発及び起業のための支援 ⑫家庭及び地域における男女共同参画の促進 ⑬子育て及び介護支援の充実 ⑭男女共同参画の視点に立った防災活動の推進</p>	<p>基本施策3 地域社会での男女共同参画の促進 具体的施策7 社会・地域活動における男女共同参画の推進のための市民力の醸成 具体的施策8 防災における男女共同参画の促進 具体的施策9 女性のエンパワーメント 具体的施策10 男女共同参画を進める指導者の育成</p>	<p>基本目標1に係る重点課題 重点課題(1) 男女共同参画意識の啓発 重点課題(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 重点課題(3) 男性にとつての男女共同参画の推進 重点課題(4) 地域社会での男女共同参画の推進 重点課題(5) さまざまな生活支援の充実 重点課題(6) 人生100年時代を見据えた健康づくり</p>	<p>③社会活動・地域活動における男女共同参画の推進 ③-1 自治会等における男女共同参画の推進 (市長公室、市民サービス課) ③-2 市民団体等における男女共同参画の推進 (市長公室、市民サービス課) ③-3 防災対策における男女共同参画の推進 (防災危機管理室)</p>	
<p><b>重点事項5 男女共同参画を阻害する暴力に対する取組</b> 配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力をはじめとするあらゆる暴力等を許さないという意識の浸透を図るとともに、被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。</p>	<p>(3) あらゆる人権の尊重 ①ドメスティック・バイオレンスへの対策 【ドメスティック・バイオレンス等の根絶】 ②各種ハラスメント等への対策 【各種ハラスメント防止のための普及啓発】</p>	<p>基本目標5に係る施策の方向 ⑮DV防止の啓発及び被害者支援体制の充実 ⑯相談窓口の周知と相談体制の充実 ⑰各種ハラスメント防止対策の推進 ⑱性に関する暴力等防止対策の推進</p>	<p>基本施策6 あらゆる暴力の根絶 具体的施策19 暴力を許さない社会への意識啓発 具体的施策20 DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者に対する相談の充実と支援 具体的施策21 セクシュアルハラスメント等防止への取り組み</p>	<p>基本目標3に係る重点課題 重点課題(1) DVを許さない意識づくり 重点課題(2) 安心して相談できる体制づくり 重点課題(3) 被害者等の保護充実と自立支援</p>	<p>④あらゆる暴力の根絶 ④-1 暴力を許さない社会への意識啓発 (市長公室、市民サービス課、福祉保健課) ・DV、セクシュアルハラスメント、性犯罪等に対する意識啓発 ④-2 DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者に対する支援 (市長公室、市民サービス課、福祉保健課) ・相談体制の充実 ・関係機関と連携した被害者支援 ④-2 セクシュアル・ハラスメント防止への取り組み (市長公室、総務課、商工観光推進課)</p>	<p>セクハラのみならず、あらゆるハラスメントの防止に関する内容も追加したうえで、DV防止法に基づく市町村基本計画に位置付ける。</p>